

再會、約シテ今日午後四時三十分會見ヲ打切りタリ
 以十月二十六日午前十時爭議團代表草野幸雄外三名ハ工場主
 山下徹平ト會員爭議團代表草野ヨリ本日ハ解決ノ意志ヲ以
 テ交渉スル故ニ工場主ニ於テニ誠意ヲ以テ會見カレタント
 但シ草野代表ヨリ
 一 解雇手當九ヶ月分(二百七十日分)ヲ支給セヨ
 二 爭議中ノ日給六割支給スルコト
 三 爭議費用六百日支給スルコト
 四 藤井善代造ノ治療費及慰藉料金一千円ヲ支給スルコト
 以上四項目ヲ承認スル時ハ曩ニ提出セル要求
 一 全員解雇ヲ即時取消スコト
 二 五名解雇者中ノ三名ヲ復職セシムルコト
 三 二項ハ交渉條件トシテ撤回スル旨ヲ述ハタルニ對シテ工
 場主ハ全ク正反對ニ爭議シテ全員解雇ヲ承認スルコトニ依

ツテ前四項ニ對シテ考慮スルモノナリト主張双方譲歩ノ模
 様ナク結局爭議團ノ提案セル交渉條件ノ終工場主ヨリ第一
 二項ハ考慮第二項ハ拒絶第四項ハ要求書トシテ提出スルニ
 性質ノモノニ非ス双方誠意ヲ以テ解決ス可クモノナリト述
 ハタルヲ以テ爭議團側ニ於テハ止ハナク次回會見ヲ約シテ
 今日五午退會見ヲ行切りタリ

四 一般狀況

叙上ノ如ク本爭議ハ勞資ノ意見甚タシク相違セルヲ以テ円満
 解決ハ到底望ミ難ク爭議團側ニ於テハ全協仁學ノ指導ヲ相俟
 ツテ関東消費組合聯盟ノ物資的應援ヲ得ル等工場主ニ對シテ
 徹底的斗争ヲナスヘク大勢ハ本年未迄ノ予定ニテ月下對等協
 議中ノ模様ナリ

右及申(通)報候也